

令和2年度 浦添市消防本部運営方針

消防長からのメッセージ

この運営方針は本市のまちづくりの最上位計画としての位置づけである第四次浦添市総合計画後期計画に基づき令和2年度に消防本部が重点的に取り組む施策を明記したものです。

あらゆる災害に対し、市民の生命や身体、財産の保護を迅速かつ的確に行うために消防施設整備及び設備の拡充を図るとともに、消防・救急・防火体制を強化し、「安心できるまちづくり」を実現するための総合的な消防力の強化を目指します。

消防長 嘉味田 朝

消防本部の基本方針

災害や事故が発生した際に、市民の生命や身体、財産の保護を迅速かつ的確に行うために消防・救急・救命体制の強化や市民の救急対応能力の向上など、総合的な消防力の拡充に努めます。

重点事業	内 容	担当部署	
消防体制の整備・拡充	消防施設体制の整備強化	①老朽化した牧港出張所庁舎においては、市全体の安全・安心を確保するための視点を持って、消防活動拠点としての機能を確保するための施策を講じます。 ②浦添市公共施設個別施設計画及び公共施設適正配置計画に基づく消防庁舎等の改善、職場環境の充実を図ります。 ③消防組織力の向上のため、効率的な人員配置に取り組みます。	消防総務課
	各種資器材の整備更新	①消防車両等 ④救助資機材 ②警防資機材 ⑤水難救助資機材 ③救急資機材	消防総務課
	AEDを使用した早期除細動体制の整備	①公共及び民間施設に設置されたAEDによる早期除細動体制の確立、救命講習会の普及啓発を活発に行い市民が安全安心に過ごせるようなまちづくりの整備に取り組みます。 ②応急手当普及員の養成計画及び各種救命講習会開催計画を策定します。	消防総務課
	人材育成及び教育訓練体制の充実	①沖縄県消防学校研修派遣(初任教育研修、特殊災害科研修、予防査察科研修、危険物科研修、救急科研修、救助科研修、中級幹部科研修、救急隊長研修、新任救急隊員(救命士)研修) ②救急救命九州研修所派遣(指導救命士)	消防総務課 消防署(所)
	消防団員の充実強化	①消防団員任用条件緩和(在勤・在学者まで緩和)を受け、安定した条例定数の消防団員の確保に向けた取組みを行います。 ②沖縄県消防学校研修派遣(基礎教育、警防科、初級幹部科、指揮幹部科) ③福利厚生 の充実及び消防団活動規定の策定により消防団活動の環境整備を行います。	消防総務課 消防署(所)

重点事業	内 容	担当部署	
消防体制の整備・拡充	違反処理と防火管理体制の強化	<p>①重大違反(屋内消火栓未設置、スプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備未設置)の防火対象物に対する違反是正の強化を図ります。</p> <p>②令和元年10月1日から小規模な飲食店等に消火器の設置が義務付けられたことから、昨年度は実態調査を行いました。今年度は、未把握の小規模な飲食店等の実態調査に取り組みます。</p> <p>③防火管理者講習を年3回以上の開催を目標にし、防火管理者未選任の防火対象物に対する違反是正の強化推進を図ります。</p> <p>④署所内でこれまで行ってきた立入査察及び違反是正業務に関する研修会等を一層充実させ、査察・違反処理業務の能力向上を図ります。</p>	予防課
	住宅防火対策の推進	<p>①住宅用火災警報器の設置率80%以上を目標に、広報うらそえや各自治会へのパンフレット配布、のぼり旗設置を行います。高齢者住宅においては住宅用火災警報器未設置調査を行い、未設置住宅に設置の推進を図ります。</p> <p>②秋・春の火災予防週間中における広報活動、巡回パトロール及び立入査察を実施し「市民が安心して生活できる環境づくり」を推進します。</p>	予防課
	危険物施設に対する防火管理体制の強化	<p>①危険物施設の事故防止対策として、浦添市火災予防査察規程に基づき、危険物施設の位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵・取扱い状況について立入検査を実施します。</p> <p>②危険物施設の立入検査で是正が必要とされた施設の指導を行います。</p>	予防課
	女性防火クラブ、幼年消防クラブとの連携	<p>①火災予防運動等による女性防火クラブ、幼年消防クラブと連携した活動を通じ、防火対策や防火思想の普及活動に努めます。</p>	予防課
	緊急通報に対する対応能力の向上	<p>①通報内容の確実な聴取及び入電から出動指令までの時間短縮に努めます。</p> <p>②一般の119番通報に加え、聴覚障がい者等からの119番通報の対応を図るためNET119緊急通報システムを導入します。</p>	情報指令課
	消防デジタル無線の適切な維持管理及び今後の整備更新に向けた取り組み	<p>①災害発生時の司令塔である高機能指令施設及びデジタル無線を適切に維持管理することにより災害に強い指令体制を確立します。</p> <p>②平成30年度からの継続した取り組みとして、今後の消防指令施設整備更新に向けた検討を行います。</p>	情報指令課
	消防警備体制の充実・強化	<p>①火災・救助・水難救助・地震・豪雨その他の災害を予測した実践型の訓練を実施することにより、現場において、より安全・確実・迅速な活動が行えるよう部隊運用と組織的戦術に基づく対応力の向上を図ります。(当務員訓練・署所合同訓練ほか外部関係機関と連携した総合訓練)</p> <p>②都市構造の変化により複雑・多様化する災害において、さまざまな状況下で的確に消防活動を遂行するための知識の習得、技術の研鑽に努め、消防戦術の研究を行います。</p>	消防署(所)
救助隊の教育訓練	<p>①救助隊員としての基本的な技術・体力・精神力の向上に努めるとともに近年の急速な都市構造や車両構造の変化、生物剤・化学剤・核による特殊災害及び震災などの自然災害に対応するための専門的な知識や新たな技術の習得を図り、安全・確実・迅速な現場活動が実施できるよう努めます。</p> <p>②浦添北道路、臨港道路浦添線の開通に伴う水難事故に対する消防対応力の充実・強化を目的に、水難救助隊訓練や消防学校での特別教育を通して隊員の泳力・潜水技術の向上に努めます。また、水上バイクや小型ボート及び水難対応資機材を有効に活用した効果的な水難救助活動を展開するとともに他消防や関係機関と連携した迅速な受援体制の構築に努めます。</p>	消防署(所)	

重点事業	内 容	担当部署	
消防体制の整備・拡充	安心・安全な暮らしのためのサポート	①住宅用火災警報器の設置率向上のための広報活動を行います。 ②事業所等による消防訓練のサポートを行います。 ③署所員による防火対象物への立入検査の実施を行い、防火管理体制の指導・助言を行います。	消防署(所)
	消防行事の開催(市民参加型)	①消防行政に対する市民の理解と防火・防災意識の高揚のため関係部署と協力し諸行事を開催し、市民と協同して安心・安全なまちづくりを目指します。	消防総務課 予防課 情報指令課 消防署(所)
救急体制の整備・拡充	救急活動対応力の向上	①年々増加する救急出場件数に対応するため、高規格救急車の更新整備及び救急資機材の適正な維持管理を行うことにより、あらゆる救急事案への確実な対応に努めます。 ②さまざまな疾患、事故、集団災害や特殊災害による傷病者の救命に迅速・適格に対応するため、ポンプ隊及び救助隊、ドクターカーとの連携の強化を図り救急体制の充実・強化に努めます。 ③救急活動におけるICT化を推進し、医療機関等との効率的な情報の共有やアプリ等を活用した外国語・手話通訳への対応力の向上に努めます。 ④感染症に対する救急業務の重要性と感染防止対策の必要性を認識し、適応能力を高め業務継続体制を確保します。	消防総務課 消防署(所)
	救急隊員の質の向上	①救急隊員個人及び救急隊チームの質の向上を図るため救急隊員の教育・訓練・指導等の中核となる指導救急救命士を3署所に配置し、救急隊としての接遇をはじめ、傷病者の適切な観察・評価・判断・処置能力の向上に努めます。 ②定められた処置のプロトコル、活動要領、活動基準を順守した活動を行い、指導救急救命士や南部地区MC協議会(※1)等の第三者による活動検証体制の充実・強化に努めます。 ③救急救命処置の拡大など近年高度化する救急処置に対する知識と技術の習得のため研修や病院実習を計画的に行い人材育成に努めます。	消防署(所)
	救命の連鎖による救命率の向上に向けた取り組み	①幅広い年代層を対象とした定期救命講習会の充実と事業所等を対象とした救急法講習を並行して実施し、年間修了者数2,000人を目指します。また、AEDの設置普及を促進し、市民による応急手当から救急隊による救命処置、搬送先の医療機関での高度な救命処置へ繋げて(救命の連鎖)救命率の向上を目指します。	消防総務課 消防署(所)

※1 南部地区メディカルコントロール協議会

地域の病院前救護体制の質の維持と向上を目的に、消防機関と医療機関が連携し、「救急隊が現場からいつでも迅速に医師の指示、指導、助言が受けられる体制」、「実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証体制」、「救急救命士の生涯教育の充実」、「検証に基づく救急処置のプロトコル作成・改定」等を担う協議会。(地域の医師・救急救命士により構成)